管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第三号

に 定める 埼玉県企 業局 事 務 \mathcal{O} 委任及び決裁 に 関 す る 規 程 \mathcal{O} __ 部 を 改 正 す る 規 程 を次 \mathcal{O} う

令和五年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

理規程第五 玉県企 玉 号) 業局 企 事務 \mathcal{O} 業 一部 局 \mathcal{O} 事 委任 を 務 次 \mathcal{O} 委任及 及 \mathcal{O} ように び 決 裁に関する規程 び 決 改 正する 裁 に 関 する規程 (昭 和 \mathcal{O} 五十二年埼玉県公営 部 を改正する規程 企 業管

改 \Diamond 別 加 表第三管理 える。 同 15 中 者決 「第十三条 裁 事 項 \mathcal{O} \mathcal{O} \equiv 欄 13 を 及 「第十三条の び 14 中 「第十三条 匹 に の 二 二 改め を 同 第十 欄 15 \mathcal{O} 三 条 次 に \mathcal{O} \equiv 次 \mathcal{O} ょ

16 をし、 齢者部分休業 業規 若しく 程 第 は休 十三条 \mathcal{O} 承認 業 期 0 間 を 五. Ĺ \mathcal{O} \mathcal{O} 延長を承 規定に 若しくはその 基 認すること。 づ き、 承認を 局長、 取り 参 事、 消 Ļ 水 道 又 は 部長 休業 及 び 時 契 約 間 \mathcal{O} 局 短 長 縮 \mathcal{O}

の 三 別 表第三局 21 とし、 に 改 め、 長 同 及 欄 同 び 参 19 欄 \mathcal{O} 事の専決事 19 次 中「第十三条の三」 に次 \mathcal{O} ように加える。 · 項 の 欄 17 及 を び 「第十三条の 18 中 「第十三条の二」 匹 に改 め、 を 同 第十三 欄 中 条 20

別 び 改める。 に局に 表第三水 消 就 業規程 又は 置く主幹及 道 第十三条の 部 休業時間 長 \mathcal{O} 専 び 主査 決事 の短縮をし、 五. \mathcal{O} 規定に 項 \mathcal{O} 高齢者. \mathcal{O} 欄 7 . 基 若しく 及 び 部分休業の 一づき、 8 中一 は休業期間 副 参事、 承認 第十三条 をし、 本 宁 の延長を承 *の* <u>-</u> 0) 若 課 L 長 を < 「第十三条の 認す は 地 そ 域 \mathcal{O} 機 ること。 承 関 認 \mathcal{O} を 長 並 取

表第四 総 務 課 \mathcal{O} 表 第 _ 号管 理 者 決 裁 事 項 \mathcal{O} 5 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} よう に 加 え る。

- 6 を、 11 職員の て 期限 「定年制 を定 定年 条例 等に め引き続 関 と す ,る条例 V き勤務させること。 う。 (昭 和 第四条第一 五十 九 年 項 埼 \mathcal{O} 規定に 玉県条 例 基 第四号。 づ き、 定 年に達し 以 下この た 項 に 職 員 お
- ら第四 て 管理 \mathcal{O} 定 年 認 監 項 制 を得 督職 ま 条 例 で ごること。 \mathcal{O} 第 を占めて 規定に 四条第 11 ょ -- 項た り る 異 職 員 動 だ を、 期 L 書 間 を延長 の規定 引き続き勤務させ に L た 基 職 づ 員で き、 あっ ることに 定 年 て、 制条 定 例 0 年 第 11 て、 退 九 職 条 第 日 人 事 に 委員 お 項 い カン
- 8 に 当 制 該 期 例 限 第 を延長することに 四条第二 項 \mathcal{O} 規 定 2 に いて、 基 づ き、 人事委員会 期限 を定 \mathcal{O} \emptyset 承認を得ること。 引 き続き 勤 務 させ た 職 員
- 9 定年 制 例 第 四条第三項 \mathcal{O} 規定に 基づ き、 定年に達し た職員に対 し期限 を定 \Diamond

- 延長 き す き る 場合 さ 12 せ る そ n ぞ 又 れ は 当 期 該 限 職 定 員 \mathcal{O} \Diamond 同 引 意 き を 得 き る こと 務 さ せ た 職 員 に 対 当 該 期
- げる た後 を当 定 年 当 該 $^{\sim}$ 制 該 職 条 員 期 例 限 \mathcal{O} 第 同 四 を 延長 意を 第 得 L 四 た 7 項 当 職 \mathcal{O} 員 該 規 期 を 定 当 限 12 を繰 該 基 職 づ 員 ŋ き 上 \mathcal{O} げ 期 同 限 意 を を 又 定 得 は 期 \otimes 7 当 限 引 該 を き 続 延 定 長 \otimes 11 L 引 7 た き 勤 期 続 務 限 き さ 勤 を せ 務 た さ 職 V)
- 11 を占 定 年 を占 \otimes 制 る 条 \Diamond 職 例 る職 員 第 が カ 員 占 条 K \Diamond 第 る 当該 管 項 理 \mathcal{O} 管 監 規 督 理 定 監 職 に 督職 に係 基 づ を る き 占 異 8 動 他 た 期 \mathcal{O} ま 間 職 ま を 延 勤 \mathcal{O} 長 務 降 さ 任 せ 等 る 引 を き す 続 ベ き き 管 理 理
- 占 認 \otimes 定 を る 年 得 職 制 員に る 条 (例第九 9 11 て、 条第 当 該 項 異 \mathcal{O} 動 規 期 定 間 12 を 基 更 づ に き、 延長 異 す 動 る 期 こと 間 が に 延 長 0 11 さ て、 れ た 人事 管 理 委 員 督 会 職 \mathcal{O} を
- 13 督職 督職 務 長 定年 さ に 群 せ 制 引 に 条 き続 属する 任 又 例 は当 第 き当該 九 該 若 管 条 職 理監督職 第 員を当 管 三 理監督 は 項 転 \mathcal{O} 任 該 を占 規 す 職 管 定 る 理 を 8 に こと 監 占 る 基 督 \emptyset 職 づ 職 る 員 き、 職 が が 員 属 占 他 す に \Diamond \mathcal{O} る る 当 管 特 \sim 定 該 理 \mathcal{O} 監督 管 管 降 理 理 任 職 監 等 監 を 督 督 に 職 職 係 す 群 る を ベ き 占 \mathcal{O} 動 特 他 \otimes た 期 定 \mathcal{O} ま 管 間 管 ま を 理 玾
- 占 認を \otimes 定 る 年 得 職 制 ること。 員に 条例第九 0 1 て、 条第 当 兀 該 項 異 \mathcal{O} 動 規 期 定 間 12 基づ を 更 に き、 延長 異 す 動 る 期 こと 間 が に 延 長 0 11 さ て、 れ た 管 人 事 理 委 員 督 会 \mathcal{O} を
- 15 等 ょ 定年 を り 異 す 制 動 る 条例第十条の 場合 期間 に を延長する場合又は そ れ 規 ぞ 定 れ当該 に 基 づ 職 き、 員 同 \mathcal{O} 定 条第三項 年 同 意 制 を 条 得 \mathcal{O} 例 ること。 規 第 定 九 に 条 ょ 第 n __ 他 項 \mathcal{O} カュ 管 5 理 第 兀 督 項 職 \mathcal{O} 規 に 降 定
- 17 16 管理 を 動 定年 定年 期 員 職 例 間 制 制 条 手当を支給 (埼 \mathcal{O} 条 六 延長 例 例 + 玉 第 第 四条。 県 十二条又 \mathcal{O} + 企業 事 さ 由 条 以 職 が れ \mathcal{O} 員 下 消 る は 規 職 滅 $\check{\ \ }$ \mathcal{O} 第十三条第 定 員 \mathcal{O} 給 L に \mathcal{O} 表 与 た 基 に 職 \mathcal{O} 職 づ お 種 員 き、 لح 類及 12 11 __ て 定 L 項 0 年 7 V CK \mathcal{O} 基 採 T 規 制 与条 用 準 条 定 する に 他 例 に 例 関 第 基 \mathcal{O} _ す 職 づ 九 る条 لح き、 \sim 条 11 \mathcal{O} \mathcal{O} う 例 年 降 規 任 齢 定 (昭 六 · 等 第 に 十年 兀 和 をす 条 兀 n Ź に +以 延 規 上 長 _ 年 退 <u>ک</u> 。 定 職 す た
- 18 す 又 る は 三十 員 六 理 \mathcal{O} 条 定年等 手 第 当 以 が 項 項、 下 支 若 関 給 \mathcal{O} す 項 さ 兀 る条 は に n 第二 第 る お 例 職 等 項 項 7 員 \mathcal{O} 若 \mathcal{O} \mathcal{O} _ 規定 改 部 職 正 を 12 定 は 改 لح 年 基 第 正 づ 制 7 す 項、 条例 任 る 期 等 を 職 第 \mathcal{O} 定 員 Ŧī. と 条 条第 いう。 \emptyset (給 例 て **令** 与 採 条 項 用 和 す 例 若 附 兀 る 第 則 第三 埼 兀 条に は 玉 県 第 規 条 項 定 例

19 \otimes 又は第六 (給与条例 て採用 改 正 定 条第三項 年 たも 第四条に規定する管 制 条 \mathcal{O} 例 \mathcal{O} \mathcal{O} 任 規定に 則 期を更新 第三条第三項 お 1 . て準用: すること。 理職手当が支給 同 する場合 条 例 附 [を含む。 さ 則 れ 第四 る 職 条第三項、 $\overline{}$ 員 \mathcal{O} \mathcal{O} 職) 規定 に基 とし 第五 て任 づき、 条第三項 期 を定 員

同 別 表第四 1 \mathcal{O} 次 に次 総 務 課 にように \mathcal{O} 表第一号局長 加える。 の専 決 事 項 \mathcal{O} 欄 2 か 5 3 までを7 カュ ら 8 ま

- 2 理監督 占 職 める管理監督職に係 地公法第二十 \mathcal{O} 職 降任 以外 \mathcal{O} 又は転任 職又は 八条の二第 る管理監督職勤務上 管理監督職 (降給を伴う転任 一項の 勤務上 規 定 に に 限 基 年齢が 限年齢 限 づ る き、 当該 をす に達 管理 る 職 監 員 て 督 \mathcal{O} V 年 る を 職員に 齢 占 を超える管理 \otimes る 職員 0 V で て そ 監
- 3 定する降 職員 \mathcal{O} 分限 給とみなされる措置を講ずること。 に関する条例附則第二項の 規定により地 公法第二十 七条第二 項 に 規
- 4 者 して採 定年 を職員(給与条例第四条に規定する管理職手当が支給される職員の職以外 制 条例第十二条又は第十三条第一 用すること。 項の 規定に基づき、 年 齢六十. \mathcal{O} 退 職
- 5 き、 とし 項、 改正定年制条例附則第三条第一項若 職員 て任 第 五 条第一 期を定め (給与条例第四条に規定す 項若しくは第二項 て採 用すること。 又は第六条第 うる管理 L くは第二項、 職手当が支給さ 項若 第四条第 L < れる は第二項 職 員 項 若 \mathcal{O} \mathcal{O} 職 規定に しく 以 外 は \mathcal{O} 第二
- 6 任 又は第六条第三項の規定において準用する場合を含む。 (給与条 改正定 期を定め 例 年制条例附則第三条第三項 第四条 て採 用 に規 た 定す Ł \mathcal{O} る管理職手当が支給される \mathcal{O} 任 期を更新す (同 条 ること。 例 附 則 第四条第三項、 職 \smile 員 \mathcal{O} \mathcal{O} 職 規 定 以 第 五 外 に基づき、 \mathcal{O} 職) 条第三項、 と 職員 7

て 及 表第四 び基 準 例 総務 関 課 と する条例 11 \mathcal{O} う。 表第三号管理者決裁事 昭 \sqsubseteq を 和 一 「給与条例」 年埼玉 項 県条例第六 に \mathcal{O} 改 \Diamond 3 中 「埼玉県企 十四四 号。 以下 業職 員 \mathcal{O} \mathcal{O} 項に 与 お \mathcal{O}

表第 Ŧī. \mathcal{O} 表 6 中 第十三条の二」 を 第十三条の \equiv に 改 め

附則

しの規程は、令和五年四月一日から施行する。